

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>労働委員会事務局 総務調整課</p>	<p>経費支出において、一部を除き検査員の指定手続が行われておらず、結果として検査員でないものが検査を行っていた。</p>	<p>今後は契約の履行確認や検査のルール等について、十分理解し、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p>	<p>今回の監査結果を踏まえ、検出事項の内容について局内全員に周知するとともに、今後の再発防止のため、検査員の指定漏れのないよう注意喚起を行った。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局監査:平成28年6月22日から同年7月15日まで)